

# 「佐倉市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン」の概要について

---

## 1. 目的

---

佐倉市内の地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護指定地域密着型通所介護の指定を受けた事業者(以下「指定地域密着型通所介護事業者等」という。)で宿泊サービスを提供する事業者に対し、宿泊サービスを行う上での基準を定めたガイドラインの遵守を求めることにより、当該宿泊サービスの安全の確保及び宿泊サービス事業者による健全なサービスの提供を図り、もって当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持に資することを目的とします。併せて、事業者から届出された情報を公表することにより、利用者の選択に資することを目的とします。

## 2. 適用対象

---

佐倉市が所管する指定地域密着型通所介護事業所等の営業時間外に、その設備を利用し、当該事業所の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護その他の日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして宿泊サービスを提供する事業者

## 3. ガイドラインの概要

---

### ■ 提供

---

- 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。
- 宿泊サービス事業者は、サービスの提供に際し、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行い、必要な宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画等に沿って、宿泊サービスを提供すること。
- 宿泊サービスの提供は緊急時又は短期的な利用の場合とすること。
- 提供日数の上限は原則連続30日以内とし、要介護又は要支援認定有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

### ■ 人員配置

---

- 看護職員又は介護職員を常時1以上配置すること。
- 介護職員は介護福祉士又は関係研修修了者の配置が望ましいこと。
- 緊急時に対応する職員又は連絡体制を整備すること。
- 責任者を配置すること。

### ■ 宿泊設備

---

- 利用定員は指定地域密着型通所介護事業所等利用定員の1/2以下かつ9人以下とすること。
- 宿泊室の定員は1室あたり1名とし、床面積は7.43㎡以上の個室とすることが望ましいが、宿泊室が個室以外の場合は1室あたり4人以下とすることし、床面積は1人あたり7.43㎡以上とすること。

- 宿泊室が個室以外の場合は、パーティション等の仕切りによりプライバシーを確保すること（※カーテンは不可）。
- パーティション等の仕切りについては、転倒防止のための措置を図ること。
- 男女同室とならないよう配慮すること。
- 消防法その他関係法令上で必要な設備を確実に設置すること。

## ■ 取扱方針

---

- 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、分かりやすいように説明を行うこと。
- 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

## ■ 宿泊サービス計画

---

- 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。
- 4日以上連続利用者に対して宿泊サービス計画を作成すること。
- 利用者に対し宿泊サービスの計画の同意を得るとともに、書面により交付すること>

## ■ 運営規程

---

- 宿泊サービス事業者は、事業の目的及び運営の方針及び従業員の職種、員数及び職務の内容等、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくこと。

## ■ 非常災害対策

---

- 定期的に夜間を想定した避難・救出訓練を実施すること。

## ■ 調査への協力

---

- 実施状況等の確認のため、市が行う調査に協力するとともに、指導を受けた場合は必要な改善を行うこと。

## ■ 届出

---

- 事業の開始及び変更、休止並びに廃止を行うに当たっては、事前に市長に届出を行うこと。
- 市長は、事業にかかる届出等の内容について必要に応じて市関係所属及び消防署等関係機関に対し情報提供を行うほか、必要に応じて別途公表できるものであること。

## ■ 記録の整備

---

- 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

## ■ 制定日

---

平成 28 年 12 月 28 日に制定し、施行しています。